

○接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）

改正案	現行
<p>(接続料の原価)</p> <p>第八条 接続料(第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料を除く。以下この項及び次項において同じ。)の原価は、第四条に規定する機能(第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能を除く。以下同じ。)ごとに、当該機能に係る第一種指定設備管理運営費に第十一条から第十三条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。</p> <p>2 接続料の原価の算定期間は一年とする。ただし、次に掲げる場合は、第四条に規定する機能に係る接続料の原価の算定期間を五年までの期間の範囲内とすることができる。</p> <p>一 第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者が第四条に規定する機能(法第三十三条第五項の機能を除く。)を利用して提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものであるとき。</p> <p>一 前号以外の場合であつて、接続料の急激な変動を緩和する必要があるとき。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(接続料の原価)</p> <p>第八条 接続料(第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料を除く。以下この項及び次項において同じ。)の原価は、第四条に規定する機能(第四条の表十三の項の機能を除く。以下同じ。)ごとに、当該機能に係る第一種指定設備管理運営費に第十一条から第十三条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。</p> <p>2 接続料の原価の算定期間は一年とする。ただし、第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者が第四条に規定する機能(法第三十三条第五項の機能を除く。)を利用して提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものであるときは、第四条に規定する機能に係る接続料の原価の算定期間を五年までの期間の範囲内とすることができる。</p> <p>3 (略)</p>

(調整額)

第十二条の二 第四条に規定する機能に係る調整額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める式により計算する。

一 第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価を算定する場合及び当該原価に基づき設定した接続料を変更する場合

調整額＝〇

二 第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価を算定する場合であつて前号に掲げる場合以外の場合（原価の算定期間が一年を超える場合に限る。）及び当該原価に基づき設定した接続料を変更する場合

当該機能に係る前算定期間（前算定期間及び前々算定期間調整額＝期間が1年である場合は、前算定期間及び前々算定期間とする。以下この号において同じ。）における費用（前年度の費用については、合理的な予測に基づき算定するものとする。）

当該機能に係る前算定期間における調整額（当該調整＋額に係る費用及び需要は実績値に基づき算定するものとする。）

当該機能に係る前算定期間における接続料に係る収入（前年度の需要については合理的な予測に基づき算定するものとする。）

三 前々算定期間における接続料の原価が第八条第二項第一号に

該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたものである場合（前号に該当する場合を除く。）

調整額＝0

四 前々算定期間における接続料の原価が第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたもの（原価の算定期間が一年を超える場合に限る。）である場合（第一号に該当する場合を除く。）

調整額＝ $\frac{\text{当該機能に係る費用及び需要を実績値に基づき算定した前算定期間の調整額}}{\text{当該機能に係る前算定期間の調整額}}$

五 第六条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づき接続料の原価を算定する場合

調整額＝0

六 前各号に掲げる場合以外の場合

調整額＝ $\frac{\text{当該機能に係る前々算定期間における費用}}{\text{当該機能に係る前々算定期間における調整額} - \text{当該機能に係る前々算定期間における接続料に係る収入}}$

2) 前項の費用は、第一種指定設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。

（接続料設定の原則）

第十四条 （略）

2・3 （略）

（接続料設定の原則）

第十四条 （略）

2・3 （略）

4) 接続料の水準は、当該接続料が事業者と当該事業者の第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする。

(削除)

(精算)

第二十二條 事業者は、接続料（第四条の表十三の項の機能に係るもの及び法第三十三條第五項の機能に係るものを除く。）を再計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、第四条に規定する機能ごとに、当該機能に係る算定に用いる期間が適用期間より前である原価により定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た額の二分の一に相当する額を、第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者と精算するものとする。ただし、第八条第二項ただし書及び第十条の規定に基づき当該機能に係る接続料の原価を算定した場合は精算することを要しない。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十二條を削る改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第十二條の二の規定にかかわらず、新規則の施行の際現に認可を受け、又は平成二十年四月一日前に開始する事業年度に適用する接続料の原価に加える調整額は、零とする。

- 3 事業者は、新規則の規定にかかわらず、電気通信事業法（以下「法」という。）第三十二条第十三項及び第十四項の規定により、平成十九年度（平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの期間をいう。以下この項において同じ。）の事業年度の会計を整理し、接続料（新規則第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係るもの並びに法第三十二条第五項の機能に係るものを除く。以下この項において同じ。）を再計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、新規則第四条に規定する機能ごとに、当該機能に係る算定に用いる期間が平成十九年度の事業年度より前である原価により定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た額の二分の一に相当する額を、第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者と精算するものとする。ただし、新規則第八条第二項ただし書及び新規則第十条の規定に基づき当該機能に係る接続料の原価を算定した場合は精算することを要しない。
- 4 新規則の施行の際現に認可を受けている接続料又は新規則の施行後に認可を受け、かつ、平成二十年四月一日前に開始する事業年度に適用する接続料を変更して定める接続料は、新規則第十二条の二の規定の適用については、新たに設定する接続料とみなす。